

## 第 27 回サービスタ統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 2 日（金） 10:00～12:10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者  
（部 会 長） 廣松毅  
（委 員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一  
（専 門 委 員） 中野豊、牧野治世子  
（審議協力者） 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都  
（調査実施者） 国土交通省土地・建設産業局：平岩土地市場課長ほか  
（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官  
総務省政策統括官付統計審査官室：坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について

## 5 概 要

諮問の概要及び第 58 回統計委員会において出された意見について事務局から、法人土地基本調査の変更案及び前回の答申（今後の課題）への対応状況について国土交通省から、それぞれ説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。

その結果、調査目的の変更理由等並びに調査票の統合、調査事項の変更等の審議事項のうち「土地及び建物の一体的把握、資産額推計の精度向上等のための変更」、「未把握部分を把握するための変更」及び「報告者の誤記入防止等のための変更」（会議時間の都合上、一部未審議あり）については、部会として適当であると判断された。

また、審査メモのうち積み残し事項及び未審議事項については、次回以降の部会において審議を行うこととされた。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

## (1) 調査票の統合

- ・継続性の確保については、従来の調査事項の変更は必要最小限に止められており問題はないとの整理で理解する。（北村委員）

## (2) 調査事項の変更

## ア 土地及び建物の一体的把握、資産額推計の精度向上等のための変更

- ・専門委員の立場で見れば、土地及び建物の所在地について「地番・号」まで分からないと土地と建物を結びつけた所有及び利用状況等を的確に把握することはできないという今回の計画は妥当であり、報告者の協力が得られれば、「地番・号」まで記入してもらった方が望ましい。（中野専門委員）
- ・所在地は住居表示ではなく地番表示で記載してもらおうとしているが、報告者によって、1 区画が何筆にも分かれているような場合の記入の仕方については、記入要領等において丁寧に説明しておく必要がある。（牧野専門委員）
- ・今回の変更によって、土地及び建物の資産額推計の精度が向上することとなった場

合、SNAにより一層の活用を図ることが可能となるのではないか。(中村委員)

- ・土地及び建物の資産額推計の精度向上の措置については、望めば切りが無い。今回は基幹統計の大幅な変更であり、調査実施者における政策ニーズの確認もきちんと行われていることから、現時点で提示された調査事項で特に問題はないと整理してよいのではないか。(廣松部会長)

#### イ 未把握部分を把握するための変更

- ・棚卸資産上に建つ建築中の建物については、その段階にもよるが、登記もされていないことから報告者も記入困難と考えられ、むしろ調査対象としない方がいいのではないか。(中野専門委員)
- ・「駅ナカ」の把握については、商業統計調査等他の統計調査でもその目的に応じて既に売り場面積等を把握している。報告者の負担の問題もあり、仮に本調査で把握するとしても、まず何故必要か等の政策目的を踏まえて把握すべき調査事項について検討すべきではないか。(中野専門委員)
- ・「駅ナカ」の把握については、平成20年の答申時にも、把握する目的と調査技術的問題、報告者負担の観点から継続検討とされている。現在社会経済情勢の変化もあり、少なくとも調査が難しいから調査をしないという姿勢ではなく、将来的に把握する可能性を含めた結論にしておいた方がいいのではないか。(西郷委員)
- ・「駅ナカ」のほか、高架下の商業施設等は把握するのか(北村委員)

#### ウ 報告者の誤記入防止等のための変更

- ・今回、土地と建物の結びつきが正確に把握できるようになることから、一定の改善として評価できる。一方利用現況の選択肢の分割や新設については、統計の継続性の問題にも影響することから直ちに検討は難しいので、将来的な課題とすることが適当ではないか。(廣松部会長)
- ・高度利用地区における低層住宅等、低利用地とみなされるものは他にもあるが、それらは分析によって把握できるので、計画案どおり、「駐車場」と「資材置場」を低利用地として記入頂くことで特に問題はないのではないか。(牧野専門委員)

#### (3) その他

- ・審査メモの順序について、事務局提示案では「Ⅰ法人土地基本調査(基幹統計調査)の変更について」、「Ⅱ法人土地基本統計(基幹統計)の指定の変更(名称及び目的の変更)」の順になっているが、統計法では統計を作成するために統計調査が実施することとされていることを踏まえれば、本来は、先に法人土地基本統計の変更の必要性や目的の議論をした方がいいのではないか。(西郷委員)

#### 6 次回予定

次回は平成24年11月15日(木)13時30分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。